

東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】
家庭的養護の推進について
—家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて—

第1章 東京都における現状

1 社会的養護を取り巻く状況

(1) 児童人口

- 国内の18歳未満の児童人口は減少しているが、都の児童人口は増加

(2) 児童虐待相談対応件数の推移

- 全国の児童相談所の虐待相談対応件数は、平成27年度に初めて10万件（速報値）を超過
- 都内の児童相談所の虐待相談対応件数も年々増加（平成27年度：9,909件）
- 都内の区市町村の虐待相談対応件数も増加（平成27年度：13,172件）

(3) 社会的養護を必要とする児童数

- 全国において、社会的養護の対象となる児童数は、約3万6千人
- 都において、社会的養護のもとで育つ児童数は、全国の1割強

(4) 社会的養護のもとで育つ児童の措置状況

- 都において家庭的養護のもとで育つ児童数は、社会的養護のもとで育つ児童全体の約33%

(5) 家庭的養護の現状

- 養育家庭等の登録数は緩やかな増加傾向
平成27年度末の登録数（728家庭）は、全国の登録数の約7%
- 養育家庭等への委託児童数は、ここ数年400人弱で推移
平成27年度末の委託児童数（398人）は全国の委託児童数の約8%
- 都において、社会的養護が必要な児童全体に占める、養育家庭等・ファミリーホームへの委託率（11.2%）は、全国平均（16.5%）より低い（平成26年度末）
- グループホーム、ファミリーホームの設置は年々着実に進み、平成27年度においては、グループホームが138ホーム、ファミリーホームが18ホーム設置

2 都の取組状況

(1) 都における児童家庭相談体制

ア 児童相談所

- 現在、11ヶ所の児童相談所で児童家庭相談に対応
- 児童福祉司等の増員、虐待対策班の設置、医師等様々な専門人材の配置など体制を強化

イ 区市町村

- 平成7年度から区市町村を設置主体とする子供家庭支援センター事業を開始
- 平成15年度からは、先駆的子供家庭支援センター事業を開始
- 児童相談所と区市町村では、連絡調整や連携のためのルール等を策定し連携を強化

(2) 家庭的養護の推進に向けた取組

- 養育家庭体験発表会等を実施するなど、広報・普及啓発活動を実施
- 平成20年度から、民間団体を活用した里親支援機関事業を試行的に開始し、平成24年度から、全児童相談所で実施

- 平成24年度から、乳児院等における里親支援専門相談員の配置への支援を開始
- 養育家庭等に対し、研修を行うほか、様々な情報交換等を行う里親サロンを開催
- グループホーム、ファミリーホームには、開設準備経費等について支援を実施

第2章 養育家庭委託等の推進における課題

1 養育家庭等の登録

(1) 養育家庭等制度の広報

- 養育家庭体験発表会の開催等により、登録数は増加しているが、伸びは緩やか

(2) 養育家庭等の開拓

- 独自に開拓に取り組んでいる児童相談所もあるが、取組が共有されていない
- 子育て支援の経験が豊富な人材の活用が効果的であり、区市町村との連携が必要

2 養育家庭等への委託

(1) 養育家庭等への乳児委託

- 1歳未満の乳児が養育家庭に委託された実績は、過去5年間で4件
- 養育家庭への委託措置については、実子と交流ができないのではないかという不安感等から、実親の同意が容易に得られないことが、乳児委託が進まない大きな要因
- 乳児期は特定の大人との愛着形成に極めて重要な時期であり、できる限り早期に養育家庭委託に結びつけることが大切だが、児童の委託にあたっては、丁寧かつ慎重なプロセスが求められており、委託までに一定程度の時間が必要
- 養育家庭が、育児休業を取得できる法制度が未整備

(2) 特別養子縁組を前提とした新生児委託

- 平成25年度末現在の、全ての年齢における都の養子縁組里親への委託実績は26件だが、特別養子縁組を前提とした新生児委託については実績がない

(3) 未委託の養育家庭への対応

- 養育家庭の登録数は緩やかに増加（平成27年度末現在：512家庭）しているが、委託家庭数は、平成27年度末現在288家庭で、平成22年度末現在（268家庭）と比較して20家庭（約8%）の増加にとどまる
- 未委託の養育家庭は全体の約4割となっており、更なる活用が必要
- 未委託の養育家庭に対し、養育力の向上を図るための一層の取組が必要

3 養育家庭等への支援

(1) 各支援機関の連携

- 養育家庭等を支援する機関は様々あるが、各機関の特性が活かしきれていない
- 養育家庭等からは、支援者は多くいるものの、支援の中心となる者がわからず援助を頼みにくいとの指摘等がある
- 養育家庭は社会的養護の担い手であり、児童を支援する側の立場に立つことが必要

(2) 実親への支援

- 実子と交流できないのではないかという実親の不安等を軽減する取組が必要

(3) 養育家庭に委託措置されていた児童への支援

- 委託措置解除後、養育家庭が児童を支援することは想定していないが、実態として、措置解除後も生活上困っていることを相談する等、養育家庭との交流が継続
- 児童が社会の一員として自立できるよう、組織的に支援するための体制整備が必要

(4) 委託児童の権利擁護

- 委託児童の権利が今後とも擁護されるよう、各関係機関による支援の充実が必要

4 養育家庭等の養育力

- 児童を委託されている養育家庭の中には、養育の困難さ等を抱え込んでしまう家庭や、委託した児童と実親との交流に消極的な家庭もある
- 登録している養育家庭等の中には、子育て経験のない家庭も多く存在
- 養育力の向上には様々な研修の受講が必要だが、課題別研修等の受講者は多くない
- 社会的養護を必要とする児童において、情緒や発達等に課題を抱える児童が増加しており、養育家庭が専門的見地から支援を受けられる仕組みが必要

5 児童相談所の支援体制

- 養育家庭等への委託の推進、委託後の支援の強化を図るため、児童相談所の体制の更なる強化が求められる

第3章 養育家庭委託等の更なる推進に向けて～提言～

【以下の三つの考え方に基づき提言】

1 民間団体の更なる活用

養育家庭等の開拓や里親支援に多くの実績のある里親支援機関や、実親子交流や児童への支援に多様なノウハウを有する施設等、様々な民間団体と連携し、その強みを活用

2 区市町村の子育て支援サービスの活用

養育家庭等が、居住している区市町村の子育て支援サービスを利用しながら安定した養育を継続できるよう、区市町村が他の支援機関と役割を分担しながら支援

3 児童相談所の支援体制の強化

民間団体や区市町村と効果的に連携し児童の支援を行うため、措置機関である児童相談所が、ケースの進行管理と支援機関全体の調整を行う機能や関係機関に対するコンサルテーションを行う機能を十分に発揮できる体制を整備・強化

1 養育家庭等の登録拡大に向けた取組の強化

【提言①】効果的な広報の実施

養育家庭等の登録数を拡大するため、養育家庭等制度について社会全体の理解を深めるとともに、直接登録につながる効果的な広報を展開すること

- 民間団体の持つ広報・普及啓発活動の幅広い知識や手法を一層活用できるよう、協力を得ていくことが必要

- 区市町村、里親支援機関、施設等の関係機関との連携を強化し、地域性を活かした広報活動を展開することが必要
- 養育家庭体験発表会は、今後も継続的に実施していくべき

【提言②】対象を絞った開拓

養育家庭の開拓にあたっては、子育てへの関心や養育スキルを持つ者にターゲットを絞るなど、効果的な取組を行うこと

- ファミリーサポート事業などの子育て支援事業の担い手に対し、区市町村と連携して養育家庭の登録を働きかけることが有効
- フレンドホームについて、養育家庭としての登録を促す取組を行うとともに、特定の児童と長期的に交流を継続している場合には、状況に応じて養育家庭として受託できる仕組みを検討することも必要
- 養育家庭がチームの一員となることを見据え、各支援機関は、それぞれの家庭が持つ強みや弱みを理解し、寄り添っていくことも大切

2 委託の促進に向けた体制の強化

乳児委託の実績が低いことを踏まえ、乳児委託を促進するための方策を中心に提言

【提言③】乳児委託の一層の促進

乳児院の機能をより一層活用すること等により、乳児委託を促進すること

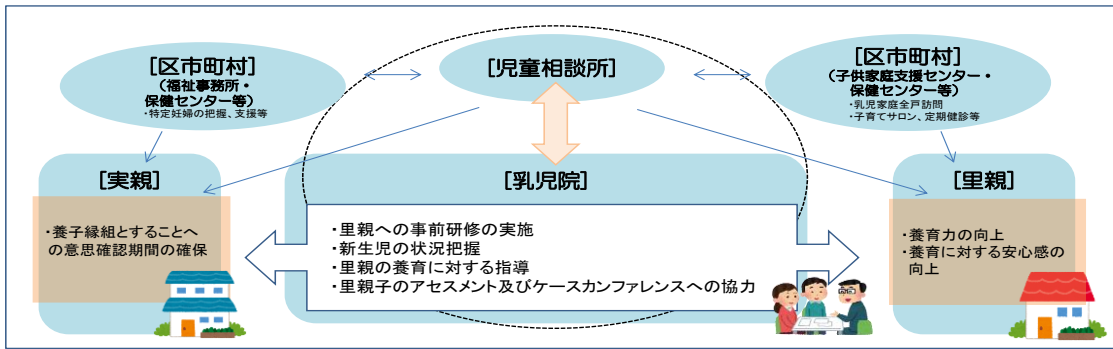
- 乳児期から養育家庭との愛着関係を育むことが、実親子の愛着形成の土台にもなることを、実親に対し丁寧に伝えていくことが重要
- 児童相談所は、できる限り乳児期の早い時期に委託できるよう、ケースの進行管理や支援機関全体の調整を行う機能を一層発揮すべきであり、乳児院に、交流中のアセスメント等、児童相談所に集中している役割を担ってもらうことも必要
- 乳児院が新たな役割を確実に遂行できるよう、専任職員の配置などの体制強化が必要
- 国に対して、養育家庭が育児休業を取得できるよう、引き続き働きかけが必要

【提言④】特別養子縁組を前提とした新たな委託の仕組みの構築

養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に養親子を結びつけられるよう、新たな委託の仕組みを整備すること

- 養子縁組里親が抱く、新生児を養育することに対する不安を軽減するため、乳児院を有効に活用し、養育に関する助言や指導などを行っていくべき
- 乳児院の協力のもと、養育に対する助言や指導等を、短期間（概ね3週間程度）で行い、できるだけ新生児のうちに委託に結びつけることが求められる
- 区市町村が、養育の意思が見受けられない実親を把握した場合には、早期に特別養子縁組に結びつけられるよう、関係機関同士の連携を強化していくことが重要

[特別養子縁組を前提とした新生児委託の仕組みのイメージ]



【提言⑤】未委託の養育家庭への対応

児童のニーズに沿った委託が促進されるよう、未委託の養育家庭の生活状況や、その家庭の持つ強み、弱みを把握した上で、きめ細かな支援を行うこと

- 未委託の養育家庭が、安心して児童を受託でき、また、委託児童も安心して生活できるよう、実践的かつ個別的な研修を実施することが必要
- 未委託の養育家庭が、児童相談所の支援を受けながら短期間の一時保護委託を積極的に受託し、養育体験を重ね、長期の委託に結びつけるようにすべき

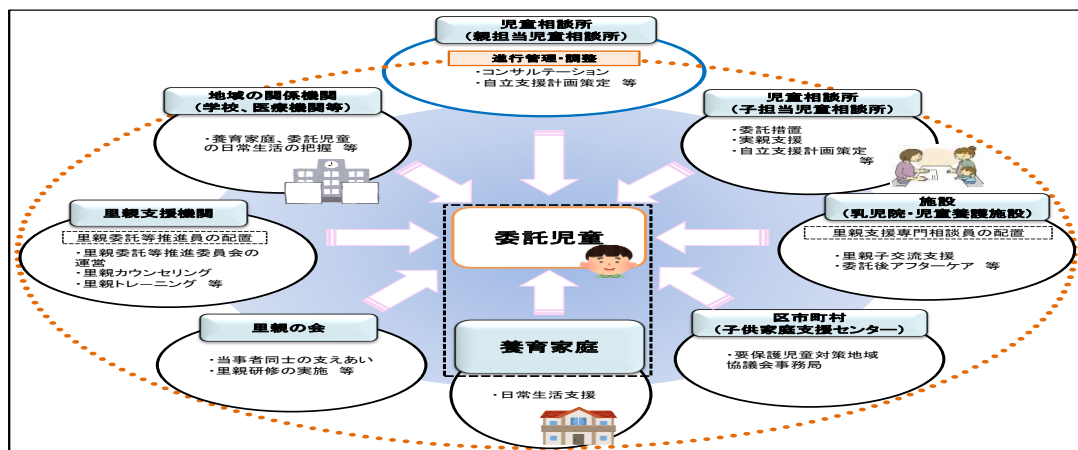
3 養育家庭等への支援の充実

【提言⑥】チーム養育体制の整備

養育家庭が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、関係機関の役割を整理し、チームで養育を行う体制を強化すること

- 児童相談所は、要保護児童対策地域協議会の枠組みなども活用し、ケースの進行管理やチーム全体の調整を図っていくことが必要
- 養育家庭には、社会的養護が必要な児童を支援するチームの一員として、様々な支援機関と連携して児童を養育していくことが求められる
- 養育家庭がチームに帰属感を持てるようにするため、チームの構成員が日々里親子に寄り添い、的確なアドバイスを行いながら支援をしていくことが重要
- 区市町村の母子保健事業等と、養育家庭を結びつけていくことも必要

[チーム養育体制イメージ]



【提言⑦】 実親への支援の充実

実子と交流できなくなるのではないかと実親の不安感を解消するため、養育家庭への委託後も実親子の交流が円滑に実施できる仕組みを構築すること

- 実親子の交流については、児童相談所が、里父母の協力のもと、休日の交流も含めて円滑に進むよう、調整機能を一層発揮すべき
- 面会交流のノウハウを持つ施設の里親支援専門相談員等も、積極的に活用していくことが必要

【提言⑧】 委託措置されていた児童への支援の充実

養育家庭委託措置解除後の児童の自立支援を充実すること

- 児童が自立できるよう、措置解除後も児童を継続的に支援している養育家庭に対し、養育家庭等自立援助事業等で引き続きサポートしていくことが必要
- 施設に配置した里親支援専門相談員が、自立支援コーディネーターと連携し、施設のノウハウを有効に活用できる仕組みを検討することが求められる
- 経済的支援や他の福祉サービスに結びつける等のアフターケアの在り方についての検討も必要

【提言⑨】 委託児童の権利擁護

委託児童の権利擁護が十分配慮されること

- 権利ノートを活用など、これまでの取組をより着実に実施するとともに、養育家庭が地域に開かれた養育を行い、チーム養育の中で児童の権利が守られることが必要

4 養育家庭等の養育力の向上

【提言⑩】 研修の充実

社会的養護の担い手である養育家庭等の養育力を向上するため、研修を充実すること

- 養育家庭に対し、社会的養護の担い手としての意識を高める研修の実施が必要
- 養育家庭等のうち、特に未委託の家庭や養育経験の浅い家庭について、実践的かつ個別的な研修を実施することが必要（再掲）

5 児童相談所における支援体制の強化

【提言⑪】 支援体制の一層の強化

児童相談所が中心となってチームとしての支援を進行管理し、全体を調整できるよう、児童相談所の体制を強化すること

- 児童相談所が、チーム養育体制の中心となり、里親との信頼関係を構築するとともに、ケースの進行管理やチーム全体の調整を行う機関としての役割と、関係機関に対するコンサルテーションを行う役割を的確に果たすことが重要
- 里親支援に専門性を有する者を親担当児童福祉司として専任で配置する等、児童相談所の支援体制の強化を図ることが必要